

令和5年度

第5回あさぎり町農業委員会
議 事 録

開会日：令和5年8月10日（木）

あさぎり町農業委員会

令和5年度 第5回あさぎり町農業委員会総会議事録

招 集 年 月 日	令和5年8月10日(木)					
招 集 の 場 所	あさぎり町役場 2階大会議室					
開 閉 会 日 時 及 び 宣 告	開 会	令和5年8月10日	午後1時30分	会 長	杉下 和治	
	閉 会	令和5年8月10日	午後1時50分	会 長	杉下 和治	
応(不応)招委員及 び出席並びに 欠席委員 出 席 26名 欠 席 0名 ○(出席) ×(欠席) △(遅刻)	議 席 番 号	氏 名	出欠等 の 別	議 席 番 号	氏 名	出欠等 の 別
	1	廣瀬 孝喜	○	14	宮原 範行	○
	2	村田 新一	○	15	西野 雅倫	○
	3	田崎 洋一郎	○	16	中村 好文	○
	4	藤本 勇二	○	17	谷川 新二	○
	5	樫木 徹郎	○	18	的射場 洋一	○
	6	吉田 利明	○	19	宮原 久子	○
	7	城本 康志	○	20	橋口 京美	○
	8	土屋 正則	○	21	竹下 正男	○
	9	松本 廣幸	○	22	北川 浩臣	○
	10	橋口 丈一	○	23	井手 久美子	○
	11	濱田 定武	○	24	深松 守	○
	12	中村 幸二	○	25	緒方 信三	○
13	恒松 純生	○	26	杉下 和治	○	
議 事 録 署 名 委 員	8番 土屋 正則		7番 松本 廣幸			
出 席 し た 農 業 委 員 会 職 員	事務局長 橋本 英樹		主幹 椎葉 尚宏			
議 事 日 程	日程第1 会議録署名委員の指名 日程第2 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について 日程第3 報告第2号 農地所有適格法人報告書の提出について 日程第4 報告第3号 農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について 日程第5 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について 日程第6 議案第2号 農用地利用集積計画(第8回)の決定について 日程第7 議案第3号 農用地利用集積等促進計画(第3回)の決定について					

開会 午後1時30分

●**農業委員会事務局長（橋本 英樹君）** それでは開会いたします。御起立願います。着席下さい。ただいまから、令和5年度第5回総会を開会いたします。初めに杉下会長より御挨拶をお願いいたします。

◎**農業委員会会長（杉下 和治君）** 皆さんこんにちは。猛暑がですね続いた中で、台風6号も襲来しまして、大変な思いだったと思います。また、これからも、まだ猛暑は続くと思いますので、十分体調管理には気をつけられて、作業等など、やっていただきたいと思います。それではですね、本日は全員出席ですので、総会は成立しております。これより議事に入ります。本日の議事日程は御手元に配付のとおりです。

日程第1 会議録署名委員の指名

◎**農業委員会会長（杉下 和治君）** 日程第1、議事録署名委員の指名を行います。本会議の議事録署名委員は、あさぎり町農業委員会会議規則第17条の規定によって、8番、土屋正則委員。9番、松本廣幸委員を指名いたします。以上で日程第1を終わります。

日程第2 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について

◎**農業委員会会長（杉下 和治君）** 日程第2、報告第1号、農地法第18条第6項の規定による通知についての報告を行います。事務局の報告を求めます。

●**農業委員会参事（椎葉 尚宏君）** はい。それでは報告いたします。資料は、2ページを御覧ください。今回は4件の合意解約となっております。解約理由につきましては、申請番号100番から101番は、農地中間管理事業貸付けのため、102番から103番は、第三者貸付けのためとなっております。以上報告いたします。

◎**農業委員会会長（杉下 和治君）** はい。ただいまの報告第1号について発言のある方は挙手をお願いします。ありませんか。はい。特に発言はないようですので、以上で報告第1号を終わります。

日程第3 報告第2号 農地所有適格法人報告書の提出について

◎**農業委員会会長（杉下 和治君）** 日程第3、報告第2号、農地所有適格法人報告書の提出についての報告を行います。事務局の報告を求めます。

●**農業委員会参事（椎葉 尚宏君）** はい、それでは報告いたします。3ページをお開きください。今回は1件の届出が提出されております。関連資料につきましては、次ページ資料4ページの農地所有適格法人経営概要表に記載しております。令和5年7月1日現在となっております。以上です。

◎**農業委員会会長（杉下 和治君）** はい。ただいまの報告第2号について、発言のある方は挙手をお願いします。ありませんか。はい。ないようですので、以上で、報告第2号を終わります。

日程第4 報告第3号 農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について

◎**農業委員会会長（杉下 和治君）** 日程第4、報告第3号、農地法第2条第1項の、農地に該当するか否かの判断についての報告を行います。事務局の報告を求めます。

●**農業委員会参事（椎葉 尚宏君）** それでは報告いたします。資料は、5ページから7ページ、それとタブレットに保存してあります。写真を御覧ください。タブレットがちょっと不具合の方は、お隣の方から見せてもらってください。今回は、地区担当農業委員により、現地調査によりまして、2筆の農地を非農地と判断しております。非農地対象農地は、免田地区、田、1筆140平米。深田地区、畑、1筆408

平米です。以上報告いたします。

◎**農業委員会会長（杉下 和治君）** はい。ただいまの報告第3号について、発言のある方は挙手をお願いします。ありませんか。はい。ないようですので、以上で、報告第3号を終わります。

日程第5 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

◎**農業委員会会長（杉下 和治君）** 日程第5、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局の説明を求めます。

●**農業委員会事務局長（橋本 英樹君）** はい、農地法第3条の許可申請について説明いたします。資料は8ページからになります。今回は3件の審議をお願いします。申請番号7番について、資料は9ページから18ページになります。譲渡人は、町内の個人、譲受人は町外の法人です。移転する土地は1筆で地目は台帳、現況とも、畑、面積は820平米です。移転する契約は、反当たり30万円の売買による所有権移転です。譲受人は申請地にイタリアンを栽培される予定です。

次に、申請番号8番について、資料は18ページから25ページになります。譲渡人と譲受人はともに町内の個人の方です。移転する土地は1筆で地目は台帳、現況とも、畑、面積は559平米です。移転する契約は、総額300万円の売買による所有権移転です。譲受人は申請地に野菜を栽培される予定です。

次に、申請番号9番について、資料は26ページから33ページになります。譲渡人と譲受人はともに町内の個人の方です。移転する土地は1筆で、地目は台帳、現況とも畑、面積は1,187平米です。移転する契約は、総額33万円の売買による所有権移転です。譲受人は、申請地に資料を栽培される予定です。

以上、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしているものと考えます。説明を終わります。

◎**農業委員会会長（杉下 和治君）** はい。事務局の説明が終わりました。午前中に農地調査班第4班の現地調査がありましたので、申請番号7番の案件について、16番委員の中村好文委員より、申請番号8番の案件について、6番委員の吉田委員より、申請番号9番の案件について、23番委員の井手委員より報告をお願いします。

○**16番委員（中村 好文君）** 報告します。16番委員の中村です。農地法第3条の規定による許可申請、申請番号7番の案件について、現地調査の結果を報告します。資料は9ページから17ページになります。17ページの地図を御覧ください。場所は、あさぎり中学校から東に約300メートル、上総合運動公園の北側になります。譲渡人には、町内の個人、譲受人は町外の法人です。申請地には、牧草をつくられる予定です。何ら問題ないと思いますので、御審議のほどよろしくをお願いします。

○**6番委員（吉田 利明君）** 6番の吉田です。申請番号8番について農地法第3条の規定による許可申請について説明を行います。ページはですね、8ページ、それから18ページから25ページです。譲渡人、譲受人はあさぎり町内の個人の方です。25ページを見ていただきたいと思います。国道219号線の吉井のこんどう整形外科より南へ300メートルぐらいのところ吉井軽スポーツセンターがあります。その南側に100メートルの農地になります。現況はですね、畑で刈取りされて、2週間ぐらいたってそんなには伸びていませんでした。金額的にはですね、個人的に高いなとは思いますが、畑559平米の売上の300万という、双方の合意の上だと思っております。畑には野菜をつくられるとのことで、将来的には、住宅を建てる可能性もあるのかなと思っております。何ら問題ないと思いますので御審議方よろしくお願ひいたします。以上です。

○**23番委員（井手 久美子君）** 23番井手です。農地法第3条の規定による許可申請、受付番号9番に

ついて、午前中の現地調査の報告をいたします。ページは26ページから33ページ、譲受人、譲渡人はともに町内の方、所有権移転による売買です。面積は1,187平米、総額で33万円。場所は33ページの地図を見てください。あさぎり中学校野球グラウンドの東側に10メートルぐらいのところであり、譲受人は農地に、飼料作物を作られる予定です。農地はきちんと整備されています。何の問題もないと思いますので、審議方よろしく願いいたします。

◎農業委員会会長（杉下 和治君） はい。議案第1号、農地法第3条の規定による、許可申請についての説明及び現地調査報告が終わりました。申請番号7番の案件について質疑を行います。質疑ありませんか。ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎農業委員会会長（杉下 和治君） はい。質疑なしと認めます。申請番号7番の案件について採決します。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

◎農業委員会会長（杉下 和治君） はい、全員賛成です。したがって、申請番号7番の案件については、原案のとおり決定しました。次に、申請番号8番の案件について質疑を行います。質疑ありませんか。

○19番委員（宮原 久子君） はい。すいません。19番宮原です。譲受人の年齢が83歳とございます。この方は、御家族のいらっしゃるんですか。同居人はいらっしゃるんですね。

●農業委員会主幹（椎葉 尚宏君） はい。

○19番委員（宮原 久子君） 今後ですね農地が守っていかたいんですけど、このね女性の方の労力だけでは、あと何年つくれるかなあって思いましたので。その金額も、ある程度高額なんで、私なりに思ったものですから。すみません、ありがとうございます。

◎農業委員会会長（杉下 和治君） はい。よろしいですか。ほかにありませんか。

○3番委員（田崎 洋一郎君） はい。3番田崎です。今の件に関連するんですが、やはりその吉田委員さんも言われましたように将来的に、宅地についていう話もあると思いますが、3条として買うということは、しばらくは農地として耕作しなきゃならないということで、ですね、その期間っていうのは決まっておるんですね。その後に転用できるとかいう。

◎農業委員会会長（杉下 和治君） 今までは、大体、3条で買ったときには、3年間は耕作するということを、事務局から目安として話していますが、それは正式的に決まってるわけではなくて、一応、農地として買うなら農地として作ってくださいということで、もし先で、例えば、資材倉庫とか、それから、もし息子たちが帰ってきて、家を建てたいというときに、そこを宅地にするのは、何ら問題はないということです。例えば3条ではなくて、将来的なことから5条として買って、地目が畑から雑種地になれば税金もかかってくるということもありますし、やっぱり3条で買うか5条にするのかっていうのは、転用の場合は、一応、こういう目的があるということで県に上げますよね。計画書とか作って、それが認められて、大体1年以内にはそれを実行しなければならないという、決まりがありますので、3条の場合は、農地として、この方も、畑をつくるっていう目的がありますので、目的がある以上は3条で買って、農地として使うことしか出来ませんので、将来的に宅地にするかは、あとはもう本人さん次第になると思います。

◎農業委員会会長（杉下 和治君） ほかにありませんか。いかがですか。ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎農業委員会会長（杉下 和治君） 質疑なしと認めます。申請番号8番の案件について採決します。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

◎農業委員会会長（杉下 和治君） はい。賛成多数です。したがって、申請番号8番の案件については、原案のとおり決定しました。次に申請番号9番の案件について、17番委員は、申請された当事者ですので、審議の時間退出いただきます。17番委員、よろしく申し上げます。それでは、質疑を行います。質疑ありませんか。ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎農業委員会会長（杉下 和治君） はい。質疑なしと認めます。申請番号9番の案件について採決します。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

◎農業委員会会長（杉下 和治君） はい、全員賛成です。したがって、申請番号9番の案件については、原案のとおり決定いたしました。それでは審議が終了しましたので、17番委員の入室を許可します。

日程第6 議案第2号 農地利用集積計画（第8回）の決定について

◎農業委員会会長（杉下 和治君） 日程第6、議案第2号、農用地利用集積計画（第8回）の決定についてを議題とします。事務局の説明を求めます。

●農業委員会参事（椎葉 尚宏君） はい。それでは、利用権設定に係る分について、まず御説明いたします。35ページをお開きください。35ページ上段の320番から、36ページ上段の322番までは、期間満了に伴う賃借権の再設定です。その下、323番は、新規の賃借権の設定です。次ページ37ページの324番から、飛びまして41ページ、最後です、329番までは、新規の農地中間管理事業による賃借権の設定です。

続きまして、所有権移転に係る分について説明いたします。42ページをお開きください。今回の申請は5件で、申請番号29番は、農業公社が買入れするものです。30番から33番は、公社が買入れた土地を売り渡すものです。売買価格は全て10アール当たりの価格になります。29番の買入れ価格20万円。30番の売渡し価格、71万7,500円。31番の売渡し価格、71万7,500円。32番の売渡し価格41万円。33番の売渡し価格35万8,750円。以上の件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えております。以上説明を終わります。

◎農業委員会会長（杉下 和治君） はい。議案第2号、農用地利用集積計画（第8回）についての説明が終わりました。質疑ありませんか。ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎農業委員会会長（杉下 和治君） はい、質疑なしと認めます。これから議案第2号、農用地利用集積計画（第8回）について採決いたします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

◎農業委員会会長（杉下 和治君） はい、全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり決定いたしました。

日程第7 議案第3号 農用地利用集積等促進計画（第3回）の決定について

◎農業委員会会長（杉下 和治君） 日程第7、議案第3号、農用地利用集積等促進計画（第3回）の決定についてを議題に供します。事務局の説明を求めます。

●農業委員会参事（椎葉 尚宏君） はい。それでは、利用権設定に係る分について説明いたします。45ページの申請番号3番から下の4番までは、借手の更新に伴う賃貸借権の再設定です。46ページから4

7ページにかけて、利用権及び集積に係る資料を載せております。以上、説明を終わります。

◎農業委員会会長（杉下 和治君） はい。議案第3号、農用地利用集積等促進計画（第3回）についての説明が終わりました。質疑ありませんか。ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎農業委員会会長（杉下 和治君） はい、質疑なしと認めます。これから議案第3号、農用地利用集積等促進計画（第3回）について採決いたします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

◎農業委員会会長（杉下 和治君） はい、全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり決定いたしました。これで本日の日程は全て終了しました。会議を閉じます。令和5年度あさぎり町農業委員会第5回総会を閉会いたします。

●農業委員会事務局長（橋本 英樹君） 御起立願います。礼。

閉会 午後1時50分

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和5年8月10日

あさぎり町農業委員会 会長 杉下 和治

あさぎり町農業委員会 署名委員 8番 土屋 正則

あさぎり町農業委員会 署名委員 9番 松本 廣幸